

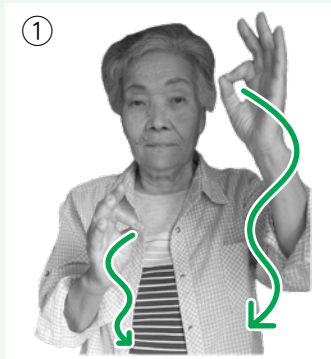
今月の手話

平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまに手話に親しんでいただくため、隔月1つずつ手話を紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3225)

その82 「雪虫」

①



今月の講師

上川北部聴覚障害者協会

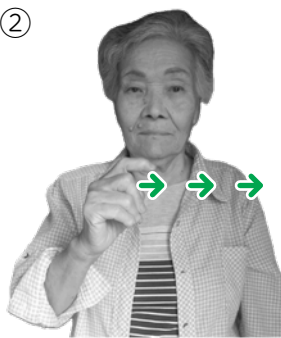
藤森 洋子 さん

※和寒町から中川町までの広域に住んでいるろう者が集まり活動しています。

◀①「雪」

両手の親指と人差し指をくっつけて輪を作り、雪が舞っているように上からユラユラと揺らしながら下へおろします。

②



◀②「虫」

右手の人差し指を伸ばしたり曲げたりしながら、前に進みます。
(毛虫がはっていく様子です)

名寄手話の会では、手話を学び福祉向上に関わる活動をしています。ぜひ見学にお越しください。お待ちしております。

ところ：名寄市総合福祉センター

毎週火曜日 19:00～

毎週土曜日 10:00～

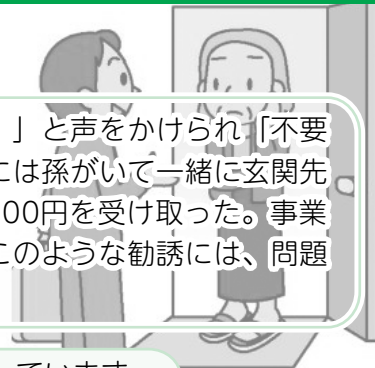
「不要品を買い取る」?!
買い物途中で声をかけられ自宅まで!
買い取り業者に対しては、

複数で対応しましょう!



事例

母が買い物帰りに男性に「不要な物を買い取ります。」と声をかけられ「不要な物はない。」と伝えたが自宅までついて来た。自宅には孫がいて一緒に玄関先で対応し、切手とカメラを見せ、買い取りが成立し2,000円を受け取った。事業者は母が断ったにも関わらず、自宅までついてきた。このような勧誘には、問題があると思う。情報提供する。(60歳代男性)



- 特商法では、訪問買い取りに関し事業者の「飛び込み勧誘」を禁止しています。突然訪問してきた訪問買い取り業者は、家に入れないようにしましょう。
- 事業者が勧誘の為の電話をかけることは禁止されていません。電話がかかってきても安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 「不要な物を買い取る」と勧誘されても、指輪などの貴金属買い取りが目的の場合があります。事業者が自宅に来る時は、家族や友人に立ち会ってもらいましょう。
- 訪問買い取りは、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(契約解除)ができます。困ったときは、名寄市消費生活センターに相談しましょう。



アドバイス

名寄市
消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654③3575